

**独立行政法人
工業所有権情報・研修館について**

**平成17年10月13日
経済産業省**

知的財産立国の実現に向けた取組

知的財産権を巡る現状

我が国の産業競争力の低下

我が国の競争力は、1991年の1位から、2005年には21位に低下。技術力及びそれを支える知財制度の強化が不可欠。

競争力ランキング

| | 1991年 | 2001年 | 2005年 |
|----|-------|-------|-------|
| 日本 | 1位 | 23位 | 21位 |
| 米国 | 2位 | 1位 | 1位 |

(出典)IMD(国際経営開発研究所) Webサイト

競争力の成長性

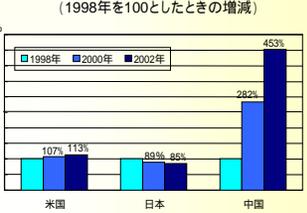
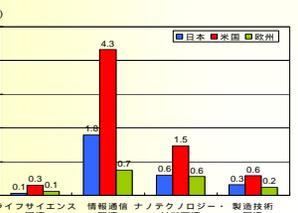
| | 競争力の成長性 | 技術力 | 知財保護 |
|----|---------|-----|------|
| 日本 | 9位 | 5位 | 20位 |
| 米国 | 2位 | 1位 | 3位 |

(出典)WEF(世界経済フォーラム)世界競争力レポート(2004-2005年版)より

各国とも積極的に知財取得

(重点4分野の特許登録件数(2004年))

(米国、日本、中国の特許件数の推移)

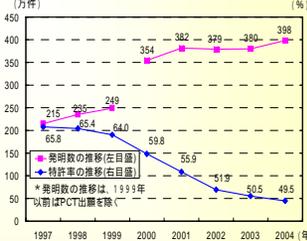
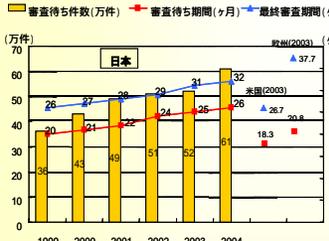


特許出願 審査待ち件数の増大

特許審査の請求件数は審査着手件数を上回っている。未処理案件=審査順番待ち件数は2004年末の時点で約61万件、審査の順番待ち期間は約2.6ヶ月であり欧米に比べて長期化。

(審査処理期間)

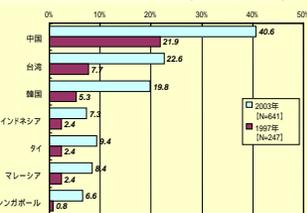
(発明数と特許率の推移)



模倣品被害の深刻化

近年、アジア諸国を中心に、我が国製品の模倣品や海賊版が氾濫。知的財産権侵害による我が国企業の被害が拡大。

(模倣品流通地域(地域・国別))



<中国の二セ物市場規模>

・二セ物の市場規模は約3兆円(平成15年5月、中国国務院発表)
・日本企業の模倣品等被害額は売上ベースで9.3兆円と推計。(平成15年度特許庁実施「模倣品被害の経済的影響に関する分析調査」)

政府の取組み

「知的財産立国」の実現を目指す

「物」に加え、価値ある「知恵」を重視。「科学技術力」や「創造力」で国際競争力を強化し、未来を拓く。

小泉総理大臣 第154回国会 施政方針演説 14.2.4.

総理大臣が初めて知的財産の重要性について言及

知的財産戦略会議 14.2.25. 主催者:小泉総理大臣

知的財産戦略大綱 14.7.3.

知的財産基本法 14.11.27.

知的財産戦略本部 15.3.1. 本部長:小泉総理大臣

知的財産推進計画(2003~2005)

特許審査迅速化法の制定

(知財推進計画2003)

- ・必要な審査官の確保
- ・先行技術調査の外部発注

知的財産高等裁判所の創設

(知財推進計画2003)

大学知的財産本部やTLOの整備

(知財推進計画2003)

特許審査迅速化 中・長期目標

(知財推進計画2004)

2004年:26ヶ月 2008年には29ヶ月台(順番待ち期間ピーク時)
2013年には11ヶ月(世界最高水準)
最終的に審査順番待ち期間ゼロ

知財人材育成目標

(知財推進計画2005)

2005年度:6万人 10年間で質量ともに倍増(12万人)

世界特許の実現

(知財推進計画2005)

米・欧と重複的なサーチを行わず特許審査を実施するシステムの実現

中小・ベンチャー企業の知財保護

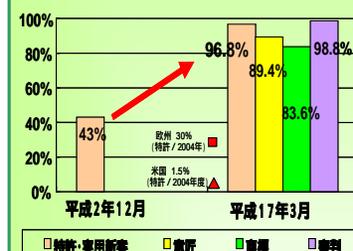
(知財推進計画2005)

- ・情報提供、相談の強化
- ・知財駆け込み寺の整備

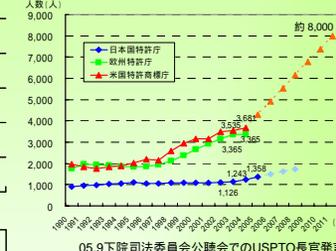
知財立国の実現

特許庁では審査・審判の迅速化に向け、ペーパーレス化、審査体制の強化、弁理士数の拡大、特許電子図書館(IPDL)の機能強化を推進。

(オンライン出願率)

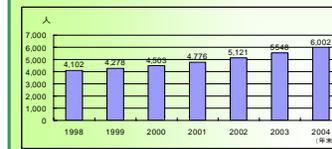


(審査官数の推移(三種))

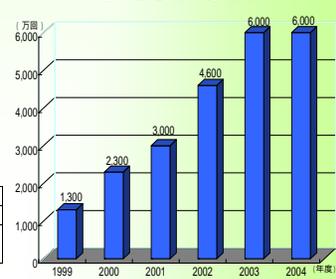


05.9下院司法委員会公聴会でのUSPTO長官発言

(弁理士数の推移)



(特許電子図書館検索回数の推移)



(日米の知的財産専門人材の数)

| | 日本 | 米国 |
|--------------------------|--------|-------------------------|
| 弁理士 | 6,127人 | Patent Agent 7,014人 |
| 知的財産専門の弁護士(弁理士登録している弁護士) | 339人 | Patent Attorney 23,553人 |

日本:2005年3月31日現在、米国:2005年5月5日現在

情報・研修館も知的創造サイクルの活性化に貢献。

知的創造サイクル



知財創造

権利保護

権利活用

人材育成

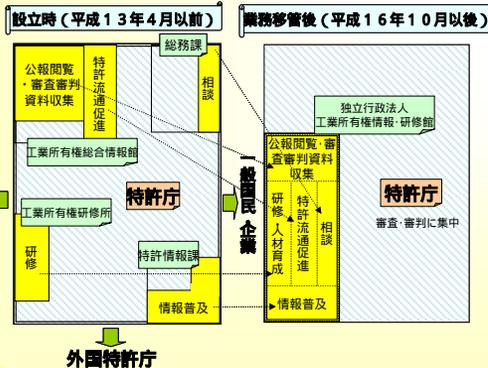
- ・公報等閲覧事業
- ・審査・審判資料の収集・提供事業
- ・相談事業
- ・情報普及事業(特許電子図書館)
- ・工業所有権流通促進事業
- ・研修事業

情報 研修館

独立行政法人 工業所有権情報・研修館の組織及び事業の概要

沿革

明治20年 農商務省特許局庶務部内に図書館を設置。
 明治32年 「工業所有権の保護等に関するパリ条約」に加盟し、同条約上の「中央資料館」となり、
 公報閲覧業務を実施。
 昭和27年 特許庁「万国工業所有権資料館」と改称。
 昭和53年 特許協力条約(PCT)に加盟し、これに基づき最小限資料として審査・審判資料を収集・提供。
 昭和59年 ユネスコ条約に加盟し、これに基づき二国間での公報の相互交換を開始。
 平成9年 工業所有権相談業務と特許流通業務を加えて、「工業所有権総合情報館」と改称。
 平成13年 特定独立行政法人「工業所有権総合情報館」として独立。
 平成16年 情報普及業務及び人材育成業務を追加し、「工業所有権情報・研修館」と改称。
 平成18年度中 情報システム関連業務を追加(予定)



(参考) 欧米特許庁との比較一覧

| | 公報閲覧・審査審判資料提供事業 | 情報普及事業 | 産業財産権一般の相談事業 | 研修事業・人材育成事業 |
|---------------|--------------------|--------------------------|----------------|----------------|
| 各国特許庁 | パリ条約で定める「中央資料館」の整備 | PCT条約に定める「ミニマムドキュメント」の整備 | 特許電子データベースとの連携 | 特許電子データベースとの連携 |
| 日本特許庁(情報・研修館) | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 米国特許庁 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 欧州特許庁(国際機関) | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 英国特許庁(特許庁) | ○ | ○ | ○ | ○ |
| フランス特許庁 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ドイツ特許庁 | ○ | ○ | ○ | ○ |

表中 ○は当該特許庁自ら実施していることを、○は併介等の事業は行っていないが、特許情報活用支援は実施していることを表す。

審査・審判関係図書等整備業務

特許協力条約(PCT条約)で国際調査機関(日本国特許庁)が行う国際調査の質を確保するための、各国特許庁との必要な「最小限資料(ミニマムドキュメント)」の交換を通じての整備を行うとともに、これを含めた審査・審判に必要な図書等の技術文献(出願書類を含む)の収集、整理、保管及び公衆への閲覧業務を行う。

【審査・審判資料・図書等整備実績】 ()内はタイトル数

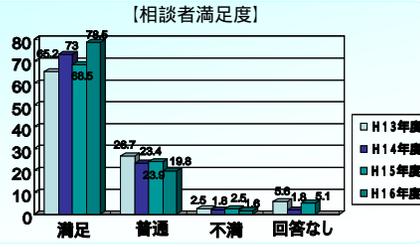
| 単位:冊 | 国内図書 | 国内雑誌 | 外国雑誌 | ミニマムドキュメント |
|------|-------|------------|------------|------------|
| 15年度 | 1,053 | 9,763(403) | 6,211(419) | 3,504(124) |
| 16年度 | 707 | 9,673(383) | 6,365(418) | 1,643(127) |

工業所有権相談等業務

特許等の出願手続等に関する指導をはじめ、審査・審判・登録・基準・運用に至るまで工業所有権全般の相談に応じている。

【相談件数実績】

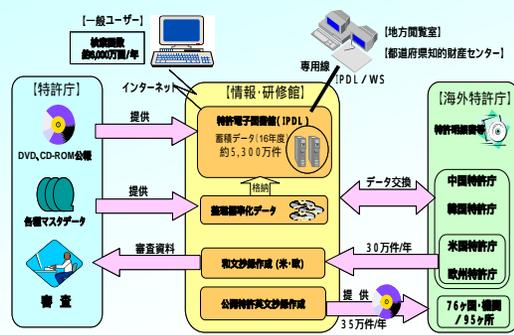
| | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|
| 相談件数(件) | 41,040 | 43,479 | 50,744 | 61,465 |



工業所有権情報普及業務

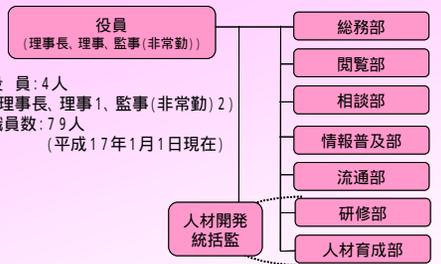
工業所有権情報をインターネット上で無料検索できる特許電子図書館(IPDL)サービスを運営するとともに、特許庁の保有するデータを整理標準化して国民に公開する。また、米国及び欧州の特許明細書の和文抄録を作成し審査官等に提供するとともに、我が国の公開特許公報の英文抄録を作成し海外特許庁に提供する。更に、日米欧間及び日中韓間において海外特許庁との工業所有権情報データの交換を行う。

(IPDLの年間検索回数:約6,000万回
 米欧の特許明細書の和文抄録作成:年間30万件
 日本国公開特許公報の英文抄録作成:年間35万件)

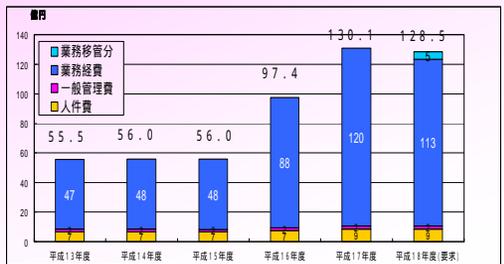


組織及び予算

【組織】



【予算】



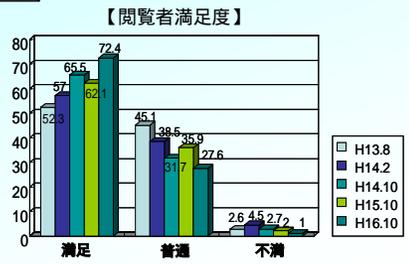
事業概要

工業所有権関係公報等閲覧業務

パリ条約で設置を義務付けられている「中央資料館」として、工業所有権関係の内外国公報を公衆の閲覧に供している。特許電子図書館(IPDL)システムを利用することで、東京(第一・第二閲覧室)に加え、全国各地の地方閲覧室(主要都市8か所)において、専用端末を設置し、公報の閲覧及びこれらの閲覧に対する支援を行っている。【閲覧室の利用者数:年間7.2万人】

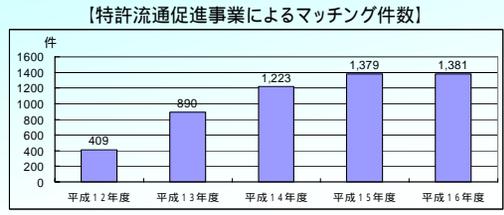
【情報・研修館が保有する主要国公報】

| 世界知的所有権機関 | 欧州特許庁 | 米国特許庁 | 英国特許庁 | 韓国の財産庁 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|
| 1923年～ | 1978年～ | 1871年～ | 1617年～ | 1948年～ |



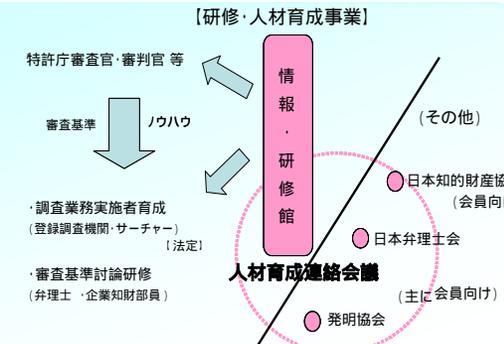
工業所有権情報流通等業務

新規事業の創出や中小企業の技術力向上を図るべく、開放特許等の技術情報の収集及び提供を行うとともに、特許流通の促進に必要な知的財産権取引業者の育成を行う。



研修業務

審査官等の資格を取得するために必要な法定研修、ナノテクノロジーなどの先端技術研修等の特許庁職員に対する研修、及び「工業所有権に関する手続き等の特例に関する法律」に基づく登録調査機関における調査業務実施者(サーチャー)育成研修を実施するとともに、弁理士、企業知財部職員等の工業所有権関連業務に従事する者に対して、審査実務や審査基準等に関する研修を実施する。



独立行政法人 工業所有権情報・研修館の組織・業務の見直し検討案

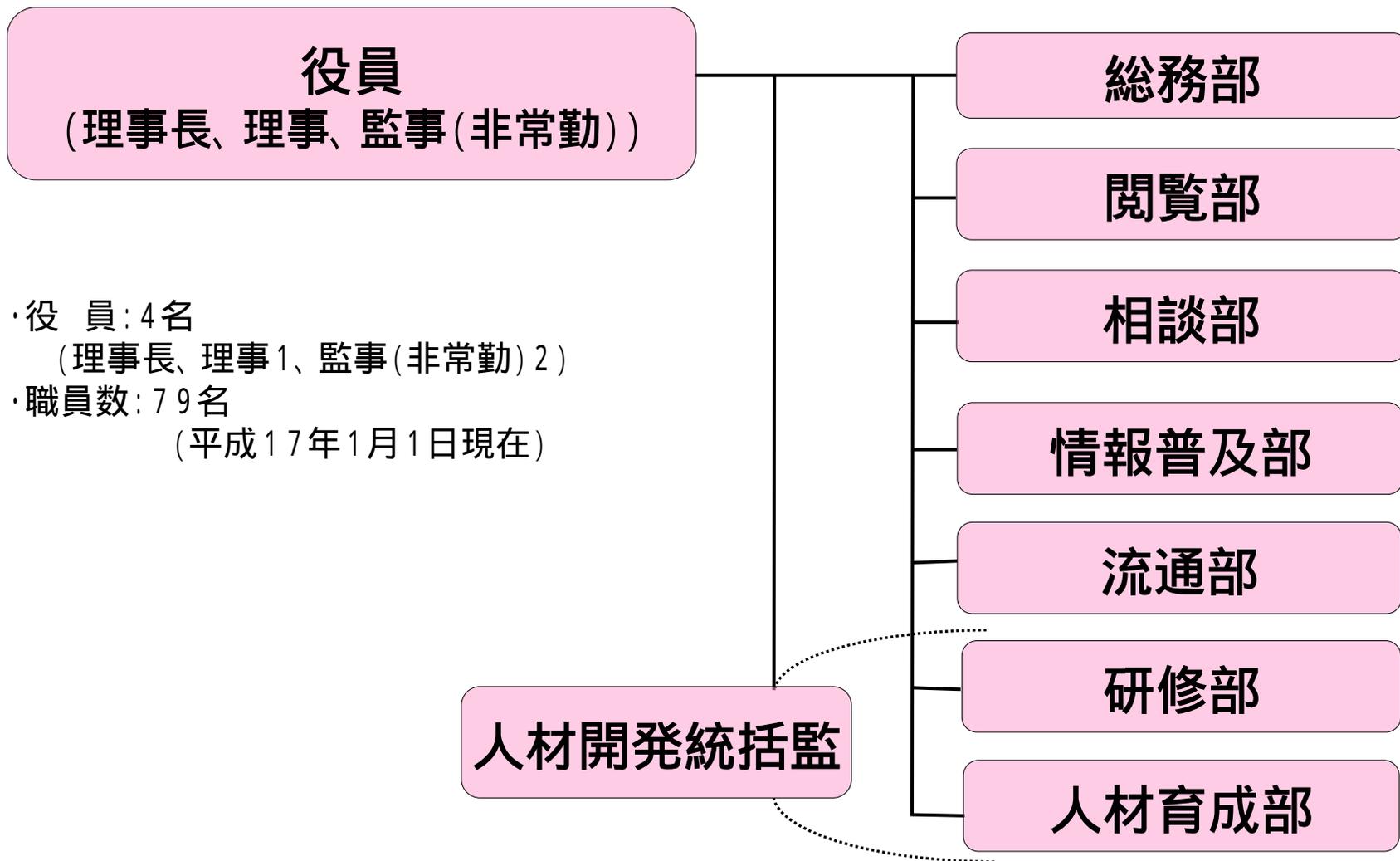
業務見直し

| 業務及び事業名 | 廃止または移管が困難な理由 | 第1期中期目標期間における業務運営・事業の効率化の取組み | 次期中期目標期間における事務及び事業の見直しに係る具体的措置 | | |
|----------------|---|---|--|---|---|
| | | | 廃止及び他の事務及び事業との統合 | 民間・地方公共団体への移管 | その他 |
| 工業所有権関係公報等閲覧業務 | 出願人等の出願に不可欠な情報の提供、パリ条約で各加盟国に設置が義務付けられている「中央資料館」、閲覧者の対応には、個人や企業等のアイデア、技術やノウハウに関する秘密事項が含まれているため、厳格な守秘義務とともに中立性・公平性・信頼性が確保されなければならない。 | 閉館時刻の延長(午後5時 5時45分)、コピー代金の支払い手段としてプリペイドカード導入、外部人材を活用、相談員に民間経験者の嘱託職員(8名)を採用、閲覧室受付に派遣職員(6名)を活用、地方閲覧室の運営・管理を民間に委託。 | | | 正規職員を閲覧業務以外の機能向上・サービス改善等の企画調整業務にも従事させる一方で、閲覧業務における補助的業務において外部人材(非常勤職員)の一層の活用等を実現する。特許電子図書館(IPDL)のアクセス速度の向上、印刷機能の効率化に伴い、地方閲覧室における閲覧専用端末の設置台数の見直し等の効率化を行う。 |
| 審査・審判関係図書等整備業務 | 審査・審判又は出願に不可欠な資料の整備、特許協力条約に基づく国際調査機関として必要な「最小限資料」の収集、特許庁及び公衆への閲覧を行う。公開前の出願に係る書類等を保管。 | 平成16年10月、組織の増大を避けるとともに、ユーザーの要請により適合するために公報等閲覧業務を担当する閲覧部と資料整備業務を担当する資料部を統合。(26人を16人に減員) | | | 内容的に高度化する需要に応え、業務を着実に実施する。今後、(S)DB(コンピュータ・ソフトウェア・データベース)を活用することにより、特許電子図書館(IPDL)による技術文献の閲覧を効率化する。 |
| 工業所有権相談等業務 | 出願人(出願前、出願後)の個別具体的な相談に与る重要な業務、公開前の出願に係る発明や出願人の個人情報、営業上の秘密を保持し、複数者間の利害に関わる内容の聴取や情報の提示が必要となる。 | メール・手紙での相談の回答待ち期間の短縮、3日以内(中期目標) 翌日には処理、窓口・電話での相談は全件即日処理、外部人材を活用、マニュアルに従った対応が可能な定型的相談に嘱託職員(3名)を活用 | | | 正規職員は、高度な内容の質問・相談対応に重点的に配置するとともに、外部専門人材の一層の活用等を図る。最近増加傾向にある海外の知財制度等への相談に対応するため、特許庁の国際関係部局や海外知財事情に詳しい機関との連携を深める。 |
| 工業所有権情報普及業務 | 産業財産権情報は、安定的、継続的かつ公平に提供し、遅滞が許されない業務である。公開前の出願内容等、特許庁が保有する未公開データに接する機会あり、個人・企業の特許電子図書館(IPDL)へのアクセス情報に接する(出願動向、紛争動向が判明)、国際的信頼の下、レシプロ的に海外政府機関との特許情報データを交換。 | 外部ニーズに応じて、機動的に特許電子図書館のテキストデータ印刷機能等を改善、整理標準化データ等の対外提供時期を1週間短縮。(4-3週間) | インターネットを活用した情報提供業務の効率化に合わせて、整理標準化データ作成業務を合理化。 | | 「業務・システム最適化計画」に連動しつつ、特許電子図書館の利用を高めるための機能向上及びアクセス性の改善を図る。特許電子図書館を用いた特許情報の効果的な活用等を支援するため、特許情報活用支援アドバイザーを積極的に活用する。 |
| 工業所有権情報流通等業務 | 特許流通事業は、いまだ途についたばかりであり、流通市場が整備されるまで国が先導する形で事業を維持拡大させることが必要、技術動向や中小企業が必要とする特許情報を詳細に把握・蓄積するとともに、地域における産業動向も把握することが必要、地方公共団体や公設試等の公的機関と密接に連携し事業を行うことが必要。 | 「特許電子図書館情報検索指導アドバイザー」を、特許情報の活用全般を支援する「特許情報活用支援アドバイザー」に順次切り替え、アドバイザーの俸給制度を前期実績にもとづく「年俸制」から当該年度の実績を反映する「固定給+実績給」に変更し、歩合部分を高め活動を活性化、アドバイザー(流通、活用支援)事業の運営・管理及びデータベースの作成・管理を民間団体に委託。 | 特許流通促進セミナーを廃止、特許流通支援チャートの作成を廃止。 | 地方公共団体・民間事業者を主体とする取り組みへの移行を目指すしつつ、情報・研修館自体の事業規模を縮小。 | 開放特許の事業者間のマッチングに直接働きかける手法から外部関係者における人材育成やこれらのノウハウの継承を通じてより効率的に広範囲に効果が及び得る方式の導入と施策の重点を徐々に後にシフトさせることとし、あわせて、当該外部関係者の資金面における負担の在り方も含めた役割の見直しを行う。現在無料で行っている高付加価値コンテンツ/アイデア・データベース、の活用、及び受益者が比較的特定少数に限られる「知的財産権取引業育成支援研修」については実費徴収の可能性を探る。 |
| 研修業務 | 特許庁職員向け研修 | 審査官の法定研修等の職員向け研修は、審査基準、新規性、進歩性の判断等、内容的に高度かつ専門的であり、豊富な経験・ノウハウの活用が必要となるが、審査・審判の実務を実施している組織は外にない、研修は特許庁と全く同じ職務環境下で行う必要があり、情報・研修館職員も公開前の発明内容にも接しざるを得ない。 | | | 他の工業所有権関係研修の実施機関との重複を回避し、これらの補充に資するため、知的財産協会等民間研修団体との人材育成連絡会議の場を有機的に活用して、特許庁職員及び審査・審判における実務的専門家の育成など情報・研修館自らが育成を担うべき研修の範囲を明確化する。政策的目標を明確な範囲で自己収入の拡大を図るため、実費徴収を拡大することとし、現在無料で行っている研修事業のうち、受益者が比較的特定少数に限られる「行政機関向け研修」等については実費徴収の可能性について検討を行う。 |
| | 外部知財人材向け研修 | 政府の「知財推進計画2005」において、2015年までの知財人材倍増の目標を決定、民間の人材育成機関では不足する人材育成能力を補強する役割を担い、審査官が有する高度かつ専門的な知見、ノウハウの開示を中心とした研修を実施、「特許審査迅速化法」(平成16年)に基づき導入された登録調査機関の調査業務実施者(サーチャー)向け研修は、審査官等の有する高度かつ専門的な知識・ノウハウを活用して研修を実施する必要がある。また、本研修の修了認定は中立・公平な立場で行うことが必要。 | 語学、技術的教養等研修は外部機関を活用、研修部と人材育成部を統括し、業務の効率化、連携を図るための「人材開発統括監」を設置。 | 商工会議所会員や中小企業経営指導員を対象に行う知的財産基礎研修を廃止。 | |

組織見直し

| 次期中期目標期間における組織の在り方 | 特定独立行政法人を変更した際の問題点 | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|---|---|--|-------------------|--------------------|--------------|------------------------------------|---|--------------------------|---|-----------------------|--------------------------|--------------------------|-------|
| <p>特許庁との密接な連携の下、知的財産行政の一翼を担う組織として特定独立行政法人の位置づけを維持することが適当。</p> <p>【知的財産立国の実現】 知的財産立国の実現は我が国の政策課題の一つであり、政府が責任をもって取り組むべきもの。</p> <p>【情報・研修館の果たす役割】 知的財産立国の実現に必要な「情報」と「人」という基盤を整備するため、特許庁が蓄積してきた一次情報や審査ノウハウ等を出願人等や海外特許庁に対して安全に、また基本的に無償で提供する役割を担い、我が国内外から十分な信頼を得つつ所定の業務を円滑かつ確実に遂行することを確保することが重要。</p> | <p>特許庁の審査・審判等との密接関連性に対する影響</p> <p>情報・研修館の業務は、特許庁の出願・審査・審判等業務と密接不可分な関係にあり、業務が停止する事態が発生すると、出願の遅滞や審査・審判の遅延に直結する。</p> <p>情報・研修館の海外に提供する情報の遅れは、海外に出願する我が国企業の活動に支障を及ぼすおそれがある。</p> | <p>国際的信頼に対する影響</p> <p>「工業所有権の保護等に関するパリ条約」では、各同盟国に対して、「中央資料館」の設置を義務づけており、国際法上、公報を閲覧させるという重要な任務を担っている。</p> <p>「特許協力条約」に基づき、我が国特許公報の英文抄録(ミニマムドキュメント)を我が国を代表して自ら外国特許庁に直接提供している。</p> <p>日米欧、日中韓といったマルチの場合、各国特許庁の直接のカウンターパートになってデータ交換を実施している。</p> | <p>国民等の信頼に対する影響</p> <p>特許庁と密接な人的交流を持つ特定独立行政法人であるからこそ、ユーザーは、特許庁と同じ高いレベルのサービスを何人であっても公平に受けられる。</p> <p>職員は不可避的に出願中の発明・意匠等の情報に接するため、特許庁職員と同様、国家公務員法とは別に更に厳しい形で、発明等に係る守秘義務・盗用禁止が課せられている。</p> <p>「工業所有権に関する手続き等の特例に関する法律」に基づき情報・研修館が実施する登録調査機関となるためのサーチャー研修及び修了認定は、中立・公平になされるのが極めて重要であり、刑法上、公務員を対象とする身分犯が適用されることが必要である。</p> | | | | | | | | | | | | |
| | | | <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>国家公務員 特定独立行政法人</th> <th>特許庁職員 情報・研修館従業員</th> <th>独立行政法人 役員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出願中の発明等に 関する秘密 (特許法、情報・研修館法)</td> <td>-</td> <td>0 1年以下の懲役 3万円以下の罰金</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>職務上知り得た秘密 (国家公務員法)</td> <td>0 1年以下の懲役 3万円以下の罰金</td> <td>0 1年以下の懲役 3万円以下の罰金</td> <td>(独設法)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 独立行政法人の中で特定の情報について罰則の上乗せ規程があるのは情報・研修館のみ。</p> | | 国家公務員 特定独立行政法人 | 特許庁職員 情報・研修館従業員 | 独立行政法人 役員 | 出願中の発明等に 関する秘密 (特許法、情報・研修館法) | - | 0 1年以下の懲役 3万円以下の罰金 | - | 職務上知り得た秘密 (国家公務員法) | 0 1年以下の懲役 3万円以下の罰金 | 0 1年以下の懲役 3万円以下の罰金 | (独設法) |
| | 国家公務員 特定独立行政法人 | 特許庁職員 情報・研修館従業員 | 独立行政法人 役員 | | | | | | | | | | | | |
| 出願中の発明等に 関する秘密 (特許法、情報・研修館法) | - | 0 1年以下の懲役 3万円以下の罰金 | - | | | | | | | | | | | | |
| 職務上知り得た秘密 (国家公務員法) | 0 1年以下の懲役 3万円以下の罰金 | 0 1年以下の懲役 3万円以下の罰金 | (独設法) | | | | | | | | | | | | |

工業所有権情報・研修館の組織



独立行政法人工業所有権情報・研修館の組織・業務全般の見直しについて（案）

平成 17 年 8 月
経 済 産 業 省

：工業所有権情報・研修館の現状に関する基本認識

1. 工業所有権情報・研修館のこれまでの経緯

(1) 独立行政法人「工業所有権総合情報館」の発足

独立行政法人工業所有権情報・研修館（以下「情報・研修館」と言う。）は、発明、実用新案、意匠及び商標に関する公報、審査及び審判に関する文献その他の工業所有権に関する情報の収集、整理及び提供を行うとともに、特許庁の職員その他の工業所有権に関する業務に従事する者に対する研修を行うこと等により、工業所有権の保護及び利用の促進を図り、もって知的創造サイクルを活性化し、知的財産立国の実現に資することを目的とする法人である。

情報・研修館は、その前身である「万国工業所有権資料館」の時代が長い。明治 20 年に特許局官制が施行され、農商務省特許局庶務部内に図書館を置いたことが組織の由来であり、図書等の保管・閲覧を開始したことがスタートとなっている。明治 32 年に我が国が「工業所有権の保護等に関するパリ条約」に加盟した際、同条約に基づく公報等の閲覧を行う「中央資料館」という国際条約上の地位を持ち合わせるようになった。この間、利用者に「資料館」と呼ばれ慣れ親しまれ、工業所有権制度を利用するユーザーの利便性を高める、公報閲覧事業を中心とした情報公開事業の中核機関として内外の信頼を得てきた。その後、平成 9 年には、中央資料館としての機能に加えて、工業所有権相談業務と工業所有権情報流通等業務（特許流通業務）を追加することにより、特許庁の出願人たる個人・企業、特許庁職員又は外国特許庁に対する相談、資料収集及び情報公開の機能を、特許庁の一部として集約する形で「工業所有権総合情報館」に改組し、機能の拡充を行った。

産業財産権の重要性が益々増大する中で、情報収集・公開サービス等の一層の強化に対する国民の強い期待に応えるため、特許庁との一体性を維持しつつ、ユーザー志向を向上させる観点から、責任や費用対効果を明確化した上で自律性・柔軟性を高めるという独立行政法人の特長を活かす形で業務の効率化を実現すべく、平成 13 年 4 月に「工業所有権総合情報館」として独立行政法人に移行し、爾来、多様な利用者ニーズに機敏に対応する業務運営を目指して、上記で述べた活動を行ってきている。その際、情報・研修館は、「業務の停滞が国民生活又は社会の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすと認められるその他当該独立行政法人の目的、業務の性質等を総合的に勘案して、その役員及び職員に国家公務員の身分を与えることが必要と認められる」（独立行政法人通則法第二条）特定独立行政法人とされている。

(2) 工業所有権情報・研修館への移行

平成16年の通常国会における「特許審査迅速化法」の制定に伴い、同年10月から、特許電子図書館による情報普及業務、並びに特許庁職員及び民間の知的財産人材に対する研修業務の2つの業務を追加し、名称も「工業所有権情報・研修館」と改めた。この結果、現在、工業所有権関連情報の収集・公開機能の格段の強化、及び幅広い知的財産専門人材の育成機能の保有を通じ、政府全体で取組みを進める知的財産立国にとって不可欠な「情報」と「人」という基盤の強化とこれらが活用される環境の整備を担うことを目的とした知的財産の総合支援機関となり、大きく進化・発展を図っている。

なお、情報・研修館が担っている工業所有権情報の収集・公開、研修等の業務は、欧米等各国の特許庁が共通して実施している、国の知財戦略として保有する政府そのものの機能であり、我が国において、独立行政法人となった情報・研修館は、機動性・効率性においてこれらをリードする立場にある。

2. 情報・研修館の業務の評価

(1) 独立行政法人としての機動性、効率性の発揮

情報・研修館は特許庁の各部局に分散していた対内・外サービスを集約することによりその効率化を図るとともに、同時に特許庁の審査・審判業務への集中・高度化を可能とする役割を担っている。また、独立行政法人として特許庁と一線を画した迅速な意思決定を可能とすることにより、機動性を高めており、そのために理事長等に外部有識者を登用している。これらにより、以下に述べるように多くの目標の設定・達成等、業務改善の実施が実現している。

(2) 多くの数量指標の採用

独立行政法人の第一期中期目標期間の業務遂行状況に基づく各年度の業績評価においては、一層の質的・量的サービスの向上が図られているかといった観点も勘案しつつ、中期計画、年度計画の達成実績を基にした達成度評価を行っている。具体的には、国民に対して提供するサービスの質の向上、業務運営の効率化、財務内容の改善及びアウトカムの4つの指標に基づいて評価する手法を取っており、中でもサービスの質の向上は、情報・研修館を独立行政法人とした最大の理由でもあることから、全体のウエイトの70%を占めており、全体として国民に対するサービス度を重要視した評価が行われている。

このような評価手法に対応するため、情報・研修館では、より多くのアクティブな数量指標を採用するといった改善努力を行っており、その成果については高い評価を得ている。

(3) 業務成果例

まず、サービスの質の向上に関しては、毎年ユーザーニーズを把握するためのアンケート調査を実施しており、これまでも既に、閉館時間の45分間延長や閲覧用機器の操作性

向上を図っている。相談業務では、年間6万件にも及ぶ相談への迅速な対応として、3日以内という目標に対し、すべて1両日以内で回答を行っている。また、審査審判関係図書等を適切・迅速に整備するために図書類選定担当者WGを設置し、調達計画に基づく内外図書の購入を100%実施した。特許流通業務においては、年度計画における数値目標を確実に超える成果を上げるとともに、特許ビジネス市等を開催するなど特許流通市場の拡大や特許流通促進事業に係る認知度の浸透を目指した活動において成果を出している。

次に、業務運営の効率化については、一般競争入札を積極的に行い経費削減に積極的に取り組んでいる。また、相談員やアドバイザー1人当たりの処理等件数が着実に増加しており、効率性が増加している。

財務内容については、予算の範囲内で各種事業の実施がなされており、また借入金も全くなく、健全な財務運営が評価されている。

最後に、アウトカムについては、特許流通促進事業における技術移転の成約件数が大幅に伸びており、特許流通促進事業の社会への浸透が着実に進行している。

(4) これまでの評価

過年度の総合評価としては、以上の業績評価が取り上げられ、3段階評価において、13年度はB評価、14年度はA評価、15年度はB評価となっている。この間、サービスの質の向上については一貫してA評価を得ている。

中庸評価を得た15年度においては、館内サービス業務(公報等閲覧業務、審査審判関係図書等整備業務、相談業務)についても、地道な基本的活動のほか、時流及びユーザーニーズに沿った改善が着実になされていることは評価できる。特許流通業務について、目標を大きく上回る成果が見られたほか、ライセンス情報検索件数が大幅に増加した点は大変評価できるとされている。また、評価項目についても、課題やユーザーの要望を踏まえて、かなりの事項で改善に取組み成果をあげているとされている。

一方で、その取組みは従来の延長線上にとどまるものであり、今後は量から質への転換に対応して更なる質の向上を図るため、質を把握する評価手段の検討や施策のインテグレーションを行いつつ、よりチャレンジングな目標を設定するとともに、顧客・利用者にとって最大の効果をもたらす業務プロセスの構築(Business Process Re-engineering)に取り組む必要があるとしている。

(5) 平成16年度評価及び中期目標期間の予備的評価

平成16年度においては、以上のような指摘も踏まえ、情報・研修館において一層の改善努力が図られた結果、これまでに達成した成果を維持するとともに、更に以下のような新たな成果を達成した。

サービスの質の向上については、

登録調査機関の調査業務実施者を育成するための調査業務実施者育成研修(160名が受講。)が新規業務として開始され、新たに登録調査機関2機関の事業開始に寄与した点、

特許電子図書館のテキストデータの印刷について、利用者のニーズに応えるべく、運営費交付金を機動的に運用し、項目単位、頁単位のみならず、各案件単位でも印刷できるよう、機能を改善した点、

増大する相談業務（対前年度比21.1%）に対応するため、相談部への人員配置を重点的に実施するとともに、相談者からの多様な相談事項に対して一人の職員が全面的に対応できるよう、担当者同士で自主的勉強会を開催し、また、定型的な相談についてのFAQの作成に着手するなど、「相談のワンストップ化」を推進した点が評価された。

業務運営の効率化については、特許電子図書館情報検索指導アドバイザーから特許情報の活用全般を支援する特許情報活用支援アドバイザー事業への転換を促進するとともに、提案公募方式を導入することで事業委託先の一般管理費を低減した点が評価された。

アウトカムについては、特許流通促進事業を中心に、地方を含む多くの都道府県において経済的インパクトを生じている点が高く評価されている（特許流通促進事業の事業規模の増加割合を上回る割合で経済的インパクトが伸びてきている）。

この結果、16年度の業績評価全体としては、知財立国を支える上での大きな柱となる情報普及業務（特許電子図書館等）と研修業務という新たな業務が加わり、組織・業務の規模、範囲ともに大幅に拡大した過渡期にあって、新たな業務を含めて、適正かつ円滑な業務遂行が行われ、優れた実績をあげていると考えられる、として総合評定はA（良好）と決定された。

また、中期目標期間予備的評価についても、以上のような各年度の業務実績評価に基づき、知的財産権が社会的注目を集め制度も大きく変わる時代背景の中で、四年間にわたり一貫してサービス向上への努力が継続され、着実に目標を達成したことにより総合的にかなり大きな成果をあげてきており、今後、知財立国の実現に向けて更なる挑戦が望まれる、として、総合評定はA（達成している）と決定された。

（参考資料）

各種業務の主要活動指標

| 主要業務指標 | 16年度実績 |
|---------------|----------|
| 閲覧室利用者数 | 約7万2千人 |
| 図書等購入件数 | 約1万7千冊 |
| 特許流通成約件数 | 1,381件 |
| IPDL検索回数 | 約6,000万回 |
| 相談件数 | 約6万件 |
| 研修参加者数（特許庁職員） | 4,051名 |
| サーチャー研修受講者数 | 160名 |

3. 情報・研修館を取り巻く最近の状況

(1) 機能の充実

知財立国の実現、知的創造サイクルの確立、特許審査の迅速化等の知的財産政策の目標を実現するため、特許・商標等の産業財産権関連情報を広範に収集し整理するとともに、これらを従来技術等の検索手法等と合わせて積極的に外部に公開し、出願人や研究者、企業経営者等が自由に利用できる環境を整備すること、産業財産権に関する相談等に的確に対応することといったユーザー・サービスの量的、質的向上が、従来に増して重要な政策課題となっている。

また、このような特許情報の収集・公開、従来技術調査の実施環境の整備等と同時に、知財立国に向けた知的財産人材育成、知的財産ビジネスの活性化、産学官連携の推進等の業務の実施が強く求められており、これらを有機的に連携した形で、一体的に実施していくことが求められている。

平成18年度中には、先述の平成16年10月の業務追加に加え、同じく特許審査迅速化法に基づき情報システム関連業務を中心とした業務追加が予定されており、更に業務を充実する方向にある(後述)。

(2) 独立行政法人としての活躍への期待

情報・研修館は、これまでも常に時代を先取りしたサービスを提供するための不断の変革を行ってきており、業務面では、例えば、紙を中心に提供する時代から、電子媒体によって情報加工したより高度な検索ツールを採用したり、組織面では、業務量の推移に対応した部の再編を機動的に行ってきている。

今後は、特許審査迅速化法に基づき追加された新たな事業を含めて、各種事業を有機的に連携させ、情報と人材に係る諸施策の効果を相乗的に発揮できるよう特許庁と緊密に連携しつつ、特定独立行政法人の長所を活かして、従来にもまして柔軟で総合的な事業運営を行うことが求められている。

：情報・研修館の業務の見直し

1. ユーザーニーズに即した業務内容の見直し

今後とも、情報・研修館は、我が国の国際競争力の維持・向上に必要な知的創造サイクルの確立、中小企業等への知的財産への取組みへの支援といった国が整備すべき「知財インフラ」の整備を担うことが期待されている。

知財立国を確立するためには、大企業を含めた多くのユーザーに必要な情報を十分に収集し、迅速に公開するとともに、大企業に比して知財への取組みの弱いいわゆる「知財デバイド」を解消することが急務であり、地域の中小企業や大学をターゲットとした行動に

重点を置くことにより、情報サービス提供機能の更なる向上や人材育成を強固なものとする事が求められている。このため、情報・研修館についても知的財産に関する総合支援機関という役割を強化し、ユーザーにとってより一層魅力ある多様なサービスの提供と人材ネットワークを構築する必要がある。

また、経済がグローバル化している今日において、大企業や海外企業との厳しい競争の中で、地域の中小企業にとっては知的財産を重要な武器とした、海外も含めた経営戦略、事業戦略への転換を図っていく必要性が更に増してきており、それらに必要なノウハウの提供等において情報・研修館事業への期待が高まっている。

以上のような情報・研修館の担うべき役割を十全に果たすため、平成18年4月からの次期中期目標期間においては、情報と人材の総合支援機関としての十分な機能を維持しつつ、地域中小企業・大学等の知財デバインド解消と国際展開への対処の強化により重点を置いた以下のような事業展開を図ることとする。

なお、情報・研修館が行う業務は、海外においても政府により無償で提供されている採算性等の見込み難い事業であり、引き続き情報・研修館において自ら担うことが基本であると考えられるが、情報・研修館が行っている施策の効果と相まって、今後の各方面の取組みにより事業環境が変化し、民間事業者や地方公共団体等による実施が可能なものが現れればこれらへの移管を検討することとする。

(1) 情報収集・公開業務の強化と見直し

基本的情報である内外の工業所有権情報を収集し、また閲覧に供するとともに、更にその徹底を図る観点から、インターネットをも利用して特許情報を公開し、その活用を一層容易なものとする事については、厳しい国際競争に直面する大企業はもとより地域中小企業や、科学技術情報は検索していても特許情報の検索までは行っていない大学の研究者等のユーザーの先行技術調査能力を向上させるために、極めて重要な課題となっている。このため、特許電子図書館等のインフラの高度化や特許情報の利用に関してユーザーを支援するための取組みが重要である。

特許庁において、平成16年10月に公表した「特許庁業務・システム最適化計画」に基づき今後システムの見直しを進めることとしているところ、この動きとも連動しつつ、地域中小企業や大学等のユーザーも含めた特許電子図書館の利用を高めるための不断の機能向上及びアクセス性の維持・改善を図るとともに、特許電子図書館等の普及・活用支援（特許情報活用支援アドバイザーを活用し特許情報の活用の促進、効果的な活用等を支援）を強化していく。

一方、「特許庁業務・システム最適化計画」の進展による情報・研修館の情報公開等業務の効率化に合わせて、次期中期目標期間中に整理標準化データ作成や地方閲覧室における閲覧専用端末の設置台数の見直し等の効率化を行うべく、所要の検討を行う。

(2) 研修業務の重点化と見直し

本年6月10日に策定された政府の「知財推進計画2005」において、2015年ま

での知財人材倍増の目標が決定される中、人材育成体制の整備が急務となっている。情報・研修館の研修業務については、特許庁職員の資質の向上を図るため、審査官の法定研修をはじめ、審査基準、新規性・進歩性の判断等、内容的に高度かつ専門的であることから、前身である特許庁工業所有権研修所で培われた特許庁職員の研修に関する豊富な経験ノウハウの活用が必要であり、引き続き情報・研修館で実施することが必要である。また、審査官等が有する審査実務や審査基準などに係る知識・ノウハウの提供（例えば、サーチャー研修等）を中心としつつ、民間の人材育成機関では不足する人材育成能力を補強し、公益的見地から中立・公平に研修を実施することが基本的役割である。このため、日本知的財産協会、日本弁理士会、民間研修団体等との人材育成連絡会議の場を有機的に活用して、特許庁職員及び審査・審判における実務的専門家の育成など情報・研修館自らが育成を担うべき研修の範囲を明確化するとともに、民間等の研修機関で実施可能なものについては、他の研修機関の能力向上に対する支援を積極的に行うなどあくまでもそれらに対する補完的な役割に徹することとする。

特に、大学や大企業と異なり、自由競争に任せていたのでは十分な人材育成ができない地方公共団体や中小企業などについては、国がラストリゾート的なサービス提供者として機能することが重要であり、なるべく他の人材育成事業との競合を避けつつ、これらを補完する形で事業を展開していくこととする。

（３）相談業務の充実

最近増加しつつある海外の知財制度や国際出願制度、アジア等における模倣品対策についての相談に対応するため、特許庁における国際関係部局や海外知財事情に詳しい機関との連携を深めることとする。

（４）特許流通業務の見直し

地域中小企業等への情報提供、専門人材育成の強化という視点から特許流通促進事業を全面的に見直し、これまでの開放特許の事業者間のマッチングに直接働きかける手法から外部関係者（民間事業者や地方公共団体等）における人材育成やこれらのノウハウの継承を通じてより効率的に広範囲に効果が及び得る方式の導入へと施策の重点を徐々に後者にシフトさせることとし、あわせて、当該外部関係者の資金面における負担の在り方も含めた役割の見直しを行う。具体的には、現行の特許流通アドバイザーの派遣について、次期中期目標期間において地方公共団体・民間事業者を主体とする取り組みへの移行を目指し、効果の増大や質の向上を期待しつつ、情報・研修館自体の担う事業規模を縮小する方向で所要の検討を行う。

また、特許流通促進セミナー、特許流通支援チャートは廃止する。

（５）情報システム関連業務の移管

平成１６年の通常国会において成立した「特許審査迅速化法」に基づき、平成１８年度中に情報システム関連業務を追加し、既存の業務と有機的に連携させ、「情報」と「人」

の環境整備という目的をより一層効果的に達成していくための基盤を強化することとなっている。

具体的には、インターネット出願開始を機にユーザーへの一層きめ細かいサービス向上が求められる電子出願ソフトの整備・管理並びにその利用促進に向けた普及、相談等業務や、産業財産権情報の枢要な部分を占める公報の編纂システムの整備・管理並びに同システム関連業務等を情報・研修館において担い、既存の相談業務や情報普及業務と一体となって実施していくことにより、ユーザーの利便性の一層の向上を図っていく方向で所要の検討を行う。

(6) 特許庁向け事業の実施

特許庁がユーザーである従来からの審査・審判関係図書等整備業務、特許庁職員に対する研修等については、引き続き、内容的に高度化する需要に応え実施していく。一方で、特許庁以外のユーザーからの相談や図書の閲覧請求又は研修事業を通じて得られた特許庁に対するユーザーの要請を特許行政に反映させるとともに、研修事業において、外部ユーザーから提供が求められている審査のノウハウ等についてもより積極的な提供がなされるよう、それぞれ特許庁に対する働きかけに努める。

2. 業務実施手法の見直し

情報・研修館の情報公開事業の基本的目的は、特許庁が受け取り収集したりすることにより、これまで蓄積してきた特許関連情報やノウハウ・手法等の一次情報を最先端の情報技術や研修を活用して、中小企業を含む出願人、研究者、企業経営者等の産業財産権制度に関わる幅広い関係者に対して効率よく公開・還元していくことにある。

このように情報・研修館は、これら出願人等に対して広く、無償で情報・ノウハウ等を提供するという使命を担っているが、これらの事業は採算性が期待できないことから、民間事業者等に委ねることは基本的に困難と考えられる。

このような基本的目的を十全に達成していくためには、特許庁の法制度、業務・システムの詳細な内容とノウハウに精通した情報・研修館自身が、事業の具体的実施内容の企画、ユーザーにとってより利便性の高い方法の立案等の役割を果たすことが肝要であると考えられるが、業務の実施効率の一層の向上の観点から、次期中期目標期間に向けて、より厳しい視点から見直しを行うこととする。

(1) 民間事業者等の能力の活用

情報・研修館の業務については、これまでも「情報・研修館よりも優れた民間の能力は積極的にこれを活用する」との考え方に則り、民間事業者等の有するファシリティー、専門性等を有効に活用し、合理化・効率化を追求してきた。具体的には、相談等業務については、仕事の内容に応じて外部人材を非常勤職員や派遣職員などの形で採用することにより効率向上を実現してきており、また、特許流通等事業については、限られた事業費の中

で事業の全国的展開を確保するため、既に全国的な組織ネットワークを有する団体を活用しつつ、主体的かつきめ細かな業務管理を実施してきている。

今後とも次のような分野をはじめとし、業務内容に応じた民間事業者等の能力の効果的活用を推進すべく所要の努力を行う。

閲覧業務及び相談業務

閲覧業務及び相談業務については、特許庁の法制度、業務及びシステムの詳細な内容とノウハウに精通した情報・研修館の正規職員を主体としつつも、そうでない業務については外部人材の活用を図ることとする。具体的には、閲覧業務については、正規職員は、機能向上、サービス改善等の企画調整業務により多く従事させる一方で、閲覧業務における補助的業務において外部人材（非常勤職員）の一層の活用等を実現すべく、所要の検討を行う。

また、相談業務については、正規職員は、高度な内容の質問・相談への対応により重点を置いて対応し、相談員の管理及び評価、相談対応マニュアルの策定、並びに特許庁との調整・連絡等をも行わせる一方で、マニュアルに従った対応が可能な定型的な相談業務においては外部人材（非常勤職員）の一層の活用等を実現すべく、所要の検討を行う。

情報普及業務及び特許流通業務

情報普及業務（特許電子図書館（IPDL）等）及び特許流通業務については、特許行政の重要な一翼を担う事業として、これまでも民間事業者等の能力を活用しながら事業を行ってきたが、独立行政法人において実施することが必要な点として、現場感覚を踏まえた主体的な事業管理（プロジェクト・マネージメント）を強化するとともに、事業の一層の効率性を追求する。具体的には、情報普及事業については、特許電子図書館の維持改善に必要なシステム管理能力の強化を図りつつ、外注部分においてはコスト削減を積極的に行う。また、特許流通アドバイザー派遣事業についても、費用負担の在り方について地方公共団体との調整を行うとともに、民間流通事業者等の育成・活用を通じて事業の効率化の向上や効果の拡大を図る。

（２）各部事業の一層の連携

情報・研修館の各部事業については、従来、各々独立的に事業を実施するきらいもあり、平成１５年度評価においても各種施策のインテグレーションの検討が指摘されているが、平成１６年１０月の業務移管を契機として産業財産権制度を支える「情報」に加え、「人」をも対象にこれらを車の両輪として総合的に実施していく方向で各部事業間の連携を深めているところである。

今後とも、このような方向性をより一層明確化するため、各部事業間のシナジー効果を発揮させることを意識して事業展開すべく、内容面、体制面において更なる努力を行うことが必要である。

事業内容における融合

閲覧事業、相談事業と情報普及において、また、研修業務の中において、ユーザーとの

関係でワンストップ化を徹底するための業務の融合を促進するとともに、審査官等内部向け研修成果の外部研修への一層の活用や他の事業部の事業成果の内部・外部研修への一層の活用等を実現すべく所要の検討を行う。

体制面における連携

情報収集・公開と研修については、昨年の業務追加後これまでに十分な連携の成果が上がっているとは言い難いため、今後は、その実をあげるために館内の会議においても情報関係部と人材関係部がそれぞれの課題について調整を行うなど、体制面からも密接な連携に努める。

(3) 実費徴収拡大の可能性の検討

政策的目標を損なわない範囲で自己収入の拡大を図るため、実費徴収を拡大することとし、現在無料で行っている研修やデータベース事業のうち、受益者が比較的特定少数に限られると見られるもの(例えば、「知的財産権取引業育成支援研修」、「行政機関向け研修」、特許流通データベースに付随した高付加価値コンテンツ「アイデア・データベース」など)については実費徴収の可能性について所要の検討を行う。

：情報・研修館の組織の在り方の検討

1. 情報・研修館の組織的位置づけ

情報・研修館の業務は、明治20年の前身組織の発足以降今日に至るまで、種々の国際的要請にも応えつつ、工業所有権関連情報やノウハウ・手法等の情報を個人・中小企業を含む出願人等に幅広く還元することを一貫してその基本的目的としている。平成13年度に独立行政法人へ移行した後も、これは基本的に変わらない。

独立行政法人たる情報・研修館は、その独法としての特性を活かし、機動的な意思決定、弾力的な業務運営に努めるべきは当然であり、実際そうした努力を行ってきたことは前述のとおりである。

一方で、本来、特許庁の対出願人、弁理士、サーチャー、外国特許庁等における情報収集・公開、相談や研修といった業務は、特許庁が蓄積している情報、特許庁審査官の持つ審査ノウハウ、工業所有権制度の最新の制度・運用に関する知識に基づいて又はそれらを活用して行われるものであり、いわば特許庁と一体不可分のものである。

情報・研修館の職員についても、そうした専門的なノウハウ、スキルに十分熟知していることが業務運営の観点のみならず、出願等を行うユーザーの期待、我が国との協力関係にある外国特許庁の信頼といった観点から最も重要な要素となっている。とりわけ、近年知的財産の保護・活用に係る資源が比較的不足している中小企業を中心に産業財産権制度に関わる個人や研究者、企業経営者等幅広い層を対象に事業の実施の徹底・強化が求められる中で、こうした要請は一層強くなっていると考えられる。仮に情報・研修館の業務の

遂行に支障があるような事態があれば、国民の権利取得・活用に大きな支障をもたらし、また外国特許庁との審査等協力を停滞が生じ、我が国企業の国際活動に支障をもたらしかねない。

また、情報・研修館の役職員は、相談事業や情報普及事業の実施の過程で営業秘密や出願情報に接することにもなるため、こうしたユーザーの信頼を失うことなく業務を万全に行うことを担保するため、一般の国家公務員や他の特定独立行政法人と同様に国家公務員法上の守秘義務を負う（国家公務員法第100条）のみならず、特許庁職員とともに（特許法第200条等）職務に関して知得した出願中の発明、考案又は意匠に関する秘密保持・盗用禁止が義務付けられており（情報・研修館法第13条）より重い罰則が科せられている。

このため、これまで特許庁との緊密な関係を維持するため常勤の職員は専ら特許庁からの出向者によって構成してきており、また、それを制度的にも業務の確実な執行の観点から公務員型の特定独立行政法人と位置づけてきているところである。

2．情報・研修館の組織の在り方の検討

情報・研修館の組織の在り方、とりわけ特定独立行政法人の位置づけを検討するに当たっては、以上のような経緯・事情も踏まえ、特定独立行政法人からの位置づけ変更のメリット・デメリットを十分考慮し、総合的な観点から結論を出すことが適当であると思料される。

（1）特定独立行政法人の位置づけを変更した際のメリットの有無

特定独立行政法人の位置づけを変更し、非公務員型の独立行政法人とするメリットについては、一般的に、主として人事面を中心とした制度的自由度の高さ（内外の学界・産業界との人事交流の活発化等の確保）と、これを行政庁とは独立的に管理する統治体制の確保が挙げられる。後者については、独立行政法人として中期計画のもと実施目標を設定して事業に取り組んでいるところであり、また、役員において理事長に外部有識者を採用し指導させるとともに、これも外部有識者の2名の監事により適切な監査を行っているところである。

情報・研修館の事業は、行政組織である特許庁が内部蓄積している、多く特許庁に淵源がある一次情報又はノウハウを、職員の専門的知識や経験を活用して地域の中小企業や個人も含め広く国民に遍く確実かつ公平に提供しなければならないという使命を有している。しかも対価としての収入が全く期待できず採算性の見込めない業務である。このような場合、与えられた業務を確実に遂行しうる体制を維持し、国民や企業の活動や特許庁の業務に貢献し又は支障を及ぼさないことがより重要であると考えられる。特に人事交流については、民間との人事交流の促進は情報・研修館については重要な要素ではなく、逆に審査・審判や方式審査に従事した経験を有する職員を要する特許庁との交流が円滑に、かつ十分になされるよう環境を整備することにより、情報・研修館の機能が十分に発揮され

ない事態が発生することを回避すべきである。

したがって、現行の公務員型の特定独立行政法人であることが望ましく、これを変更することは適切ではない。

(2) 特定独立行政法人の位置づけを変更した際の問題点(デメリット)

特許庁の審査・審判等との密接関連性に対する影響

情報・研修館の業務(特許情報・ノウハウ等の提供)は、特許庁の出願・審査・審判等業務と密接不可分な関係にあり、特許庁が担っている産業財産権行政の不可分の一部である。年間約60万件の出願がなされ、また、一日1万件近い事務処理が行われているところ、情報・研修館が実施する業務が停止する事態が発生すると、出願の遅滞や審査・審判の遅延に直結し、問題が生ずることとなりかねない。

また、出願人等は公開前の自己の出願案件について相談や閲覧を求め、情報・研修館の職員は情報提供事業の実施のために不可避免的に出願中の発明・意匠等の情報(データベース)に接することとなるが、特許庁と一体的であるとの信頼性の下に出願人等が求める出願関係情報が安全に取得又は提供される体制を構築・維持することが不可欠である。

したがって、行政庁たる特許庁と全く同様な事業実施体制が確保されなければならない、労働条件や守秘義務等においてもこれに準ずることが必要である。このため一般の国家公務員や他の特定独立行政法人と同様に争議権の制限や守秘義務が課されているとともに、これらよりも厳しい出願中の発明等に係る守秘義務・盗用禁止が維持される必要がある。

国民等の信頼に対する影響

情報・研修館が特許庁と密接な人的交流を持つ特定独立行政法人としての位置づけを有する組織であるからこそ、ユーザーは、特許庁と同じ高いレベルのサービスを何人であっても公平に受けられるとの期待の下、相談、アドバイザーの助言、情報提供、人材育成等の各種サービスを受けている。

例えば、閲覧・相談業務については、特許法等の産業財産権制度の運用解釈につき、特許庁の審査の現場での実際の運用解釈経験等を活かして精度が高い回答を行っており、出願人等も特許庁の公的見解に準ずる形で安心して相談を受けている。(このことにより特許庁は膨大な量の相談等業務の負担が軽減され、審査・審判等の業務に専念できる状況となっている。)職員についても工業所有権制度における豊富な従事経験と最新の情報、正確な判断力を有する特許庁職員の出向を基本とすることが最も合目的的であると考えられる。業務上知り得た発明等の情報についての秘密保持、盗用禁止の義務が課せられているのも重要な要素である。

また、研修業務については、審査官等のノウハウの提供や特許庁職員の育成の経験がベースとなった研修内容が期待されているが、特に、平成16年の特許審査迅速化法に基づき導入された登録調査機関になるためには、情報・研修館が実施し、修了認定する調査業務実施者(サーチャー)向け研修の修了者を一定数以上有することが法律上の登録要件となっている。このような民間の調査会社の資格・地位に大きな影響を持つ法定研修については、情報・研修館が中立・公平な立場に加え、審査官等の有する高度かつ専門的な知識

・ノウハウを活用して研修を実施し修了認定を行うことが前提となっている。こうした観点からは、業務の実施において贈収賄がなされることのないよう、刑法上、公務員を対象とする身分犯の適用が必要となっている。

したがって、情報・研修館が公務員型の独立行政法人でなくなり特許庁との密接な人的交流に支障が出、また法定研修の修了認定に当たっても厳格な中立性・公平性を失うようなこととなるようであれば、国民や企業の信頼性を失うこととなりかねない。

国際的信頼に対する影響

情報・研修館は国際条約や国際的合意に基づいて種々の義務を負い、また、重要な義務を履行している。

() 公報などの工業所有権に関する情報を広く内外に知らせる機能は、工業所有権制度において世界共通のものであり、「工業所有権の保護等に関するパリ条約」では、我が国を含む各同盟国に対して、特許、実用新案、意匠及び商標を公報などの形で公衆に知らせるための「中央資料館」の設置を義務づけており、情報・研修館は、国際法上、公報を閲覧させるという重要な任務を担っている。

() また、公報は、各国特許庁が他国において公開された出願の内容を知る上で欠かせない資料である。情報・研修館は、外国特許庁との間の国際的な取り決めにより提供することになっている我が国特許公報の英文抄録（特許協力条約に基づくミニマムドキュメント）を我が国を代表して自ら外国特許庁に直接提供している。

() 最近では、平成16年の情報普及業務の情報・研修館への移管を受けて、平成16年10月の日米欧三極情報普及政策作業部会において、また、同じく平成16年10月の日中韓機械化専門家会合において、それぞれ情報・研修館が特許庁にかわりマルチの場でデータ交換（紙ではない）の実施で各国特許庁の直接のカウンターパートになることが了承され、以後三国間のデータ交換による公報交換業務は情報・研修館が自らが実施している。

このような特許等情報に係る国民や海外特許庁への資料の提供・交換業務は、欧米諸国を見ても、国の機関以外が実施している例は見当たらず、情報・研修館の性格の変更又はその業務履行の遅滞等により我が国の特許行政の施行に障害がでたり、国際的信頼性の喪失につながりかねず、ひいては我が国特許庁の審査や我が国企業の国際事業活動に影響が出かねないことに留意する必要がある。

なお、これらの国際的業務は国の機関が行うこととされており、海外においてもすべて国家公務員が実施していることからすると、確実性・信頼性から国の機関と国家公務員が実施するものと認識されていると考えるべきである。

(3) 情報・研修館の組織の在り方

知的財産立国の実現は今や極めて重要な我が国の政策課題の一つであり、政府が責任をもって取り組むべきものである。その一環として、これに不可欠な「情報」と「人」における基盤整備を図るために特許庁が蓄積してきた一次情報や審査ノウハウ等を出願人等や海外特許庁に対して安全に、また基本的に無償で提供する役割を担う情報・研修館として

は、我が国内外から十分な信頼を得つつ所定の業務を円滑にかつ確実に遂行することを確保することが何よりも重要である。

独立行政法人の職員の身分を含めた組織の在り方については、立法論的に可能か否かということよりもむしろ、当該法人の業務の実態を踏まえて、事業に従事する職員に必要な資質の維持、ユーザーの職員に対する期待・信頼等の観点から最も適当な形態を決定することが必要であると考えらる。

そうした観点からは、情報・研修館については、出願人や海外行政機関に事業の執行に遅滞が生じたり秘密の保持に不安を与えたりすることなく、今後とも特許庁との密接な人的交流の下にこれと一体となって、実務経験に裏打ちされた高い専門性に基づく信頼性の高いサービスを安全・公平かつ確実に提供していくことを可能とすることが必要である。

なお、情報・研修館の組織の在り方（公務員型であるべきか否か）は、外注の存在によって本質的に影響を受けるものではなく、情報・研修館が特許庁から引き継ぐ形で実施している業務の性格を踏まえて考えるべきであり、知的財産行政との密接な関連性や、他の情報・研修館業務との一体的取り組みの重要性を十分に勘案することが不可欠である。

したがって、情報・研修館の組織の在り方については、特許庁との密接な連携の下、知的財産行政の一翼を担う組織として特定独立行政法人の位置づけを維持することが適当である。

(参考1)

経済産業省独立行政法人評価委員会委員一覧

平成17年7月

| | |
|--------|---------------------|
| 木村 孟 | 大学評価・学位授与機構長 (委員長) |
| 安西 祐一郎 | 慶應義塾長 |
| 石樽 顕吉 | 埼玉工業大学先端科学研究所教授 |
| 伊丹 敬之 | 一橋大学大学院商学研究科教授 |
| 岩村 充 | 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授 |
| 打込 茂子 | 明治大学商学部教授 |
| 小野 俊彦 | 日新製鋼株式会社代表取締役社長 |
| 梶川 融 | 太陽監査法人代表社員 |
| 岸 輝雄 | 独立行政法人物質・材料研究機構理事長 |
| 岸 紅子 | 株式会社コロン代表取締役 |
| 橘川 武郎 | 東京大学社会科学研究所教授 |
| 小泉 明 | 首都大学東京 |
| 坂本 敦子 | 有限会社プライム・タイム代表取締役 |
| 佐々木幹夫 | 日本貿易会会長 |
| 鳥井 弘之 | 東京工業大学原子炉工学研究所教授 |
| 鳥居 泰彦 | 慶應義塾学事顧問 |
| 永田 潤子 | 大阪市立大学大学院創造都市研究科助教授 |
| 早川 眞一郎 | 東京大学総合文化研究科教授 |
| 原 早苗 | 埼玉大学非常勤講師 (臨時委員) |
| 平澤 冷 | 東京大学名誉教授 |
| 星野 朝子 | 日産自動車株式会社市場情報室長 |
| 八木 良樹 | 株式会社日立製作所取締役監査委員長 |
| 青木 節子 | 慶應義塾大学総合政策学部教授 |
| 大沢 真知子 | 日本女子大学人間社会学部教授 |

以上24名

(参考2)

工業所有権情報・研修館分科会委員名簿

平成17年7月

| | |
|-------|------------------------|
| 早川眞一郎 | 東京大学大学院総合文化研究科教授(分科会長) |
| 生方 眞哉 | 株式会社生方製作所 代表取締役社長 |
| 北村 行孝 | 読売新聞東京本社編集局科学部長 |
| 高田 仁 | 九州大学大学院経済学研究院助教授 |
| 松田 嘉夫 | 弁理士 |

以上5名